

いじめ防止基本方針

－すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように－

(令和5年改訂)

北海道上ノ国高等学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

次の要件が満たされている場合は、いじめとして対応します。

- 1 一定の人的関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて）
- 2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）
- 3 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること
 - * インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめ同様の対応をします。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に適切に取り組むことが大切です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

〈分類〉

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。・・・脅迫・名誉毀損・侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。・・・暴行
- ④ひどくぶつかったり、叩かれたり、蹴られたりする。・・・暴行・傷害
- ⑤金品をたかられる。・・・恐喝
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。・・・窃盗・器物破損
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。・強要・強制わいせつ
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。・・・名誉毀損・侮辱

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるにあたっては次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

1 いじめに係る行為が止んでいること

- 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している（相当期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする）
- いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する

2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること
- 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する

＊解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害生徒等を、日常的に深く観察する必要があります。

II 未然防止

1 いじめを生まない環境の醸成

（1）児童生徒に身につけたい力

- 自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服する力
- 相手等への影響を考えて円滑にコミュニケーションをはかろうとする力

① 望ましい取り組み

- 居場所づくり…全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる
- 絆づくり…生徒が他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる

② 生徒個々に必要な資質能力

- 心の通う人間関係を構築できる社会性
- 規範意識
- 自他のいのちを尊重する心
- 将来の夢を持ち、その実現に挑戦しようとする意欲

(2) 教職員の責務

- 教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(3) 特に配慮の必要な生徒

- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒

2 いじめの未然防止に向けた取組

被害者や加害者が入れ替わり、多くの児童生徒がいじめを経験していることが国の調査で分かっています。このため、被害者や加害者を早い段階で特定し対処する「早期発見」型の対応よりも、全ての児童生徒が被害者や加害者になる可能性を減らす「未然防止」型の対応が、いじめの問題への対応には効果的と考えられています。

(1) いじめの未然防止に向けた指導の留意点

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることから、全児童生徒を対象とする
- いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるよう指導を工夫する
- いじめの傍観者とならず、勇気をもって教職員へ報告するなど、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝える

(2) いじめの未然防止に向けた指導の方向性

- 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む
- 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり
- 学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高められる取組
- 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育
- 発達の段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動
- 生徒が自主的にいじめの防止に取り組む運動

*本校の生徒による主体的な活動

生徒会活動による自発的に、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法です。また、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。現在本校では、約7割の生徒が部活動・ボランティア局に加入し、目的達成に向けて日々努力をしています。

【実践例】上高ステップアッププログラム、いじめ根絶討論会、上ノ国小中学校に向けた出前授業

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起きる「いじめ」に対し、道徳教育が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

本校では、「自らの生命を大切にし、他を思いやる心の育成を図る」という重点目標を踏まえ、全校生徒に対する管理職を含めた教員全員による教育相談の実施や、町内におけるボランティア活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る取組の実施等、成果を上げているところです。

しかし、今後生徒が直面すると考えられる先行き不透明な社会に対応するためには、学校の教育活動全体を通じた在り方生き方に関する教育の充実により、自己の存在感・有用感を待たせるとともに、主体的に生きていく生徒を育成することが求められています。これからの地域を担い、自立精神に溢れ、自らの未来を切り開き自己実現を図る人材を育成するための教育活動の充実が喫緊の課題です。

③ 体験教育の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。しかしながら、現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要です。

○体験型環境学習 ○就業体験 ○伝統文化芸術体験 ○交流及び共同学習 ○幼児ふれあい体験
○自然の中での宿泊研修

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になります。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効です。

○ステップアッププログラム ○HR 活動 ○特別活動 ○職場体験 ○総合的な学習の時間

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうためにアンケート結果の公表、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

5 いじめ防止基本方針の見直し

本校のいじめ防止基本方針は、いじめの防止等に関する取組、重大事態への対処等、「本校の基本方針」が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、道の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行います。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、子どもたちに関するすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 子どもたちの立場に立つて

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守る姿勢が大切です。

② 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

2 いじめ発見のきっかけ

教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校、高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えています。

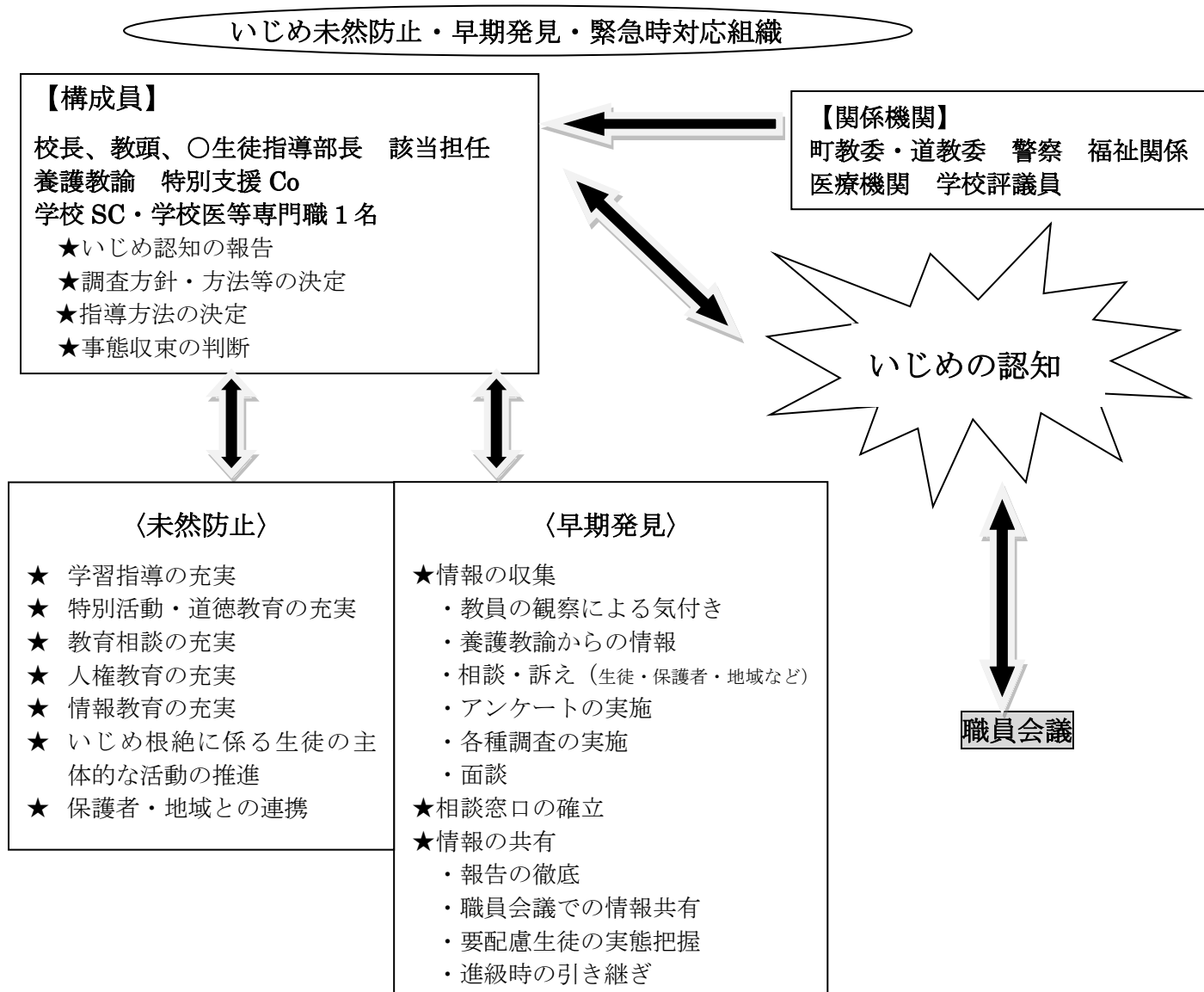
① いじめ発見のきっかけ

- 学級担任が発見 ○担任以外の教職員が発見 ○アンケート調査などの発見
- 本人から訴え ○他の児童生徒からの情報

3 地域の協力を得るためには

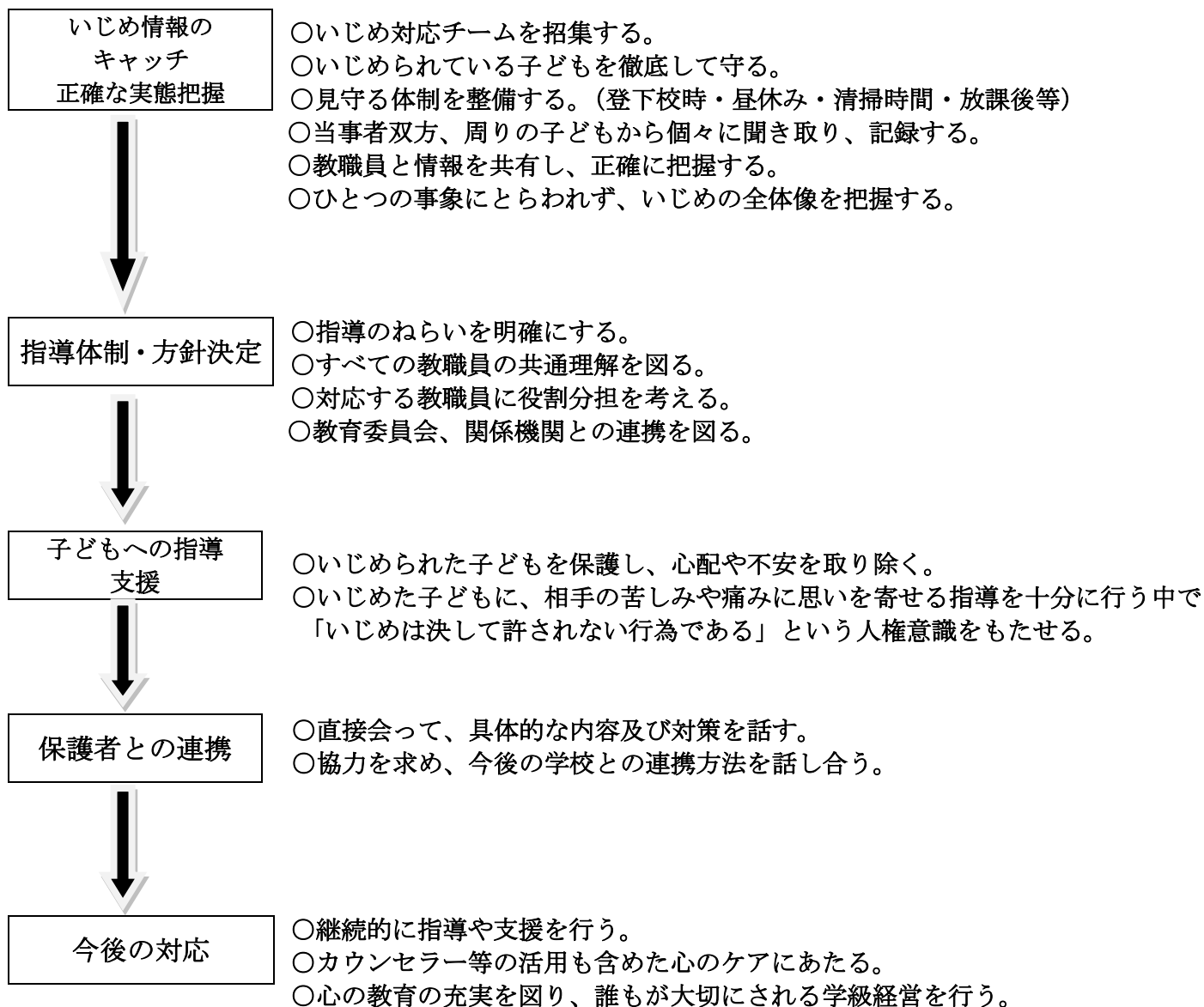
学校評議員会や学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなどネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める必要があります。

4 いじめ対応チームの設置について

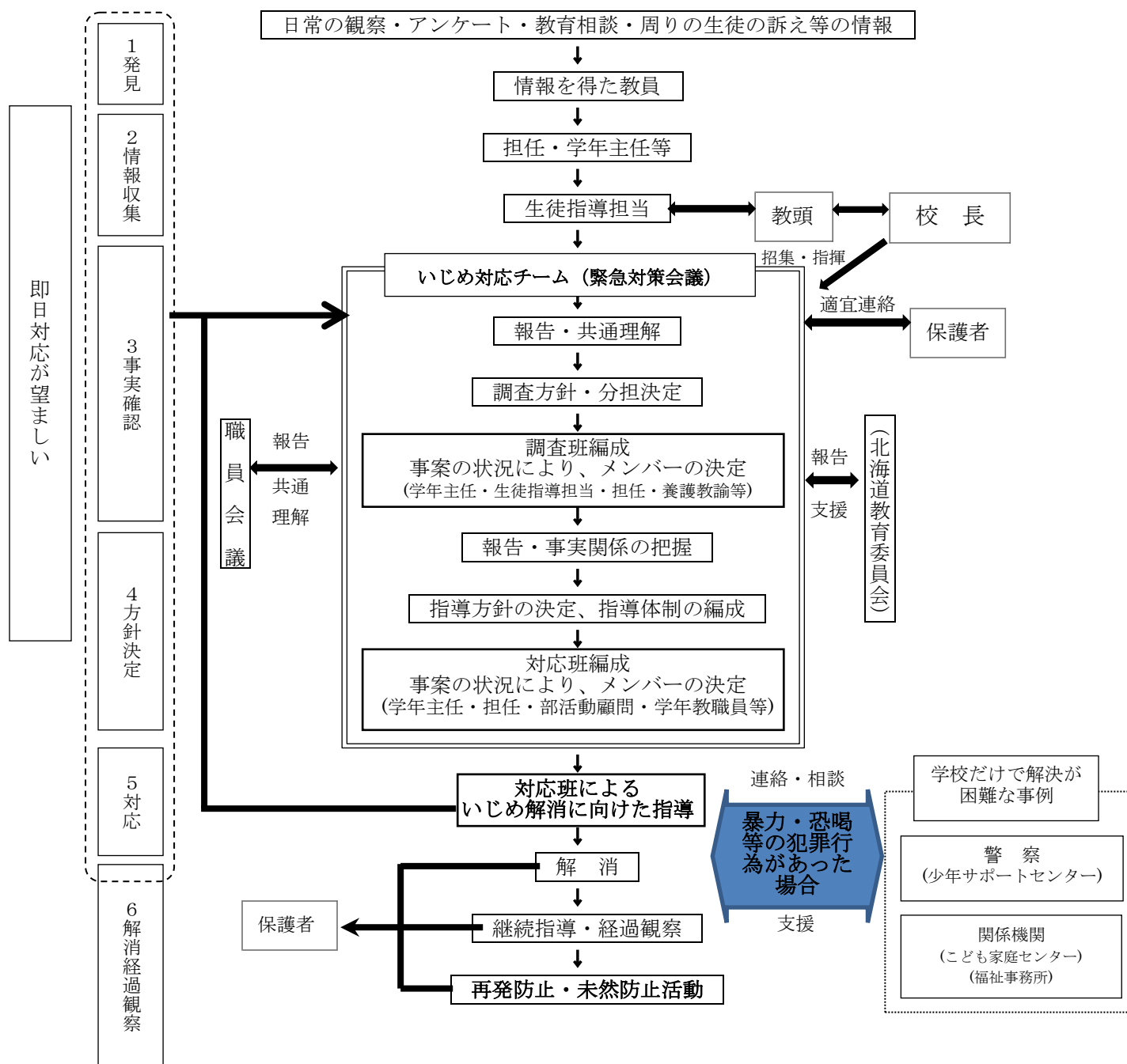


Ⅳ 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめが起こった場合の組織的対応



3 ネット上のいじめへの対応

① ネットのいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

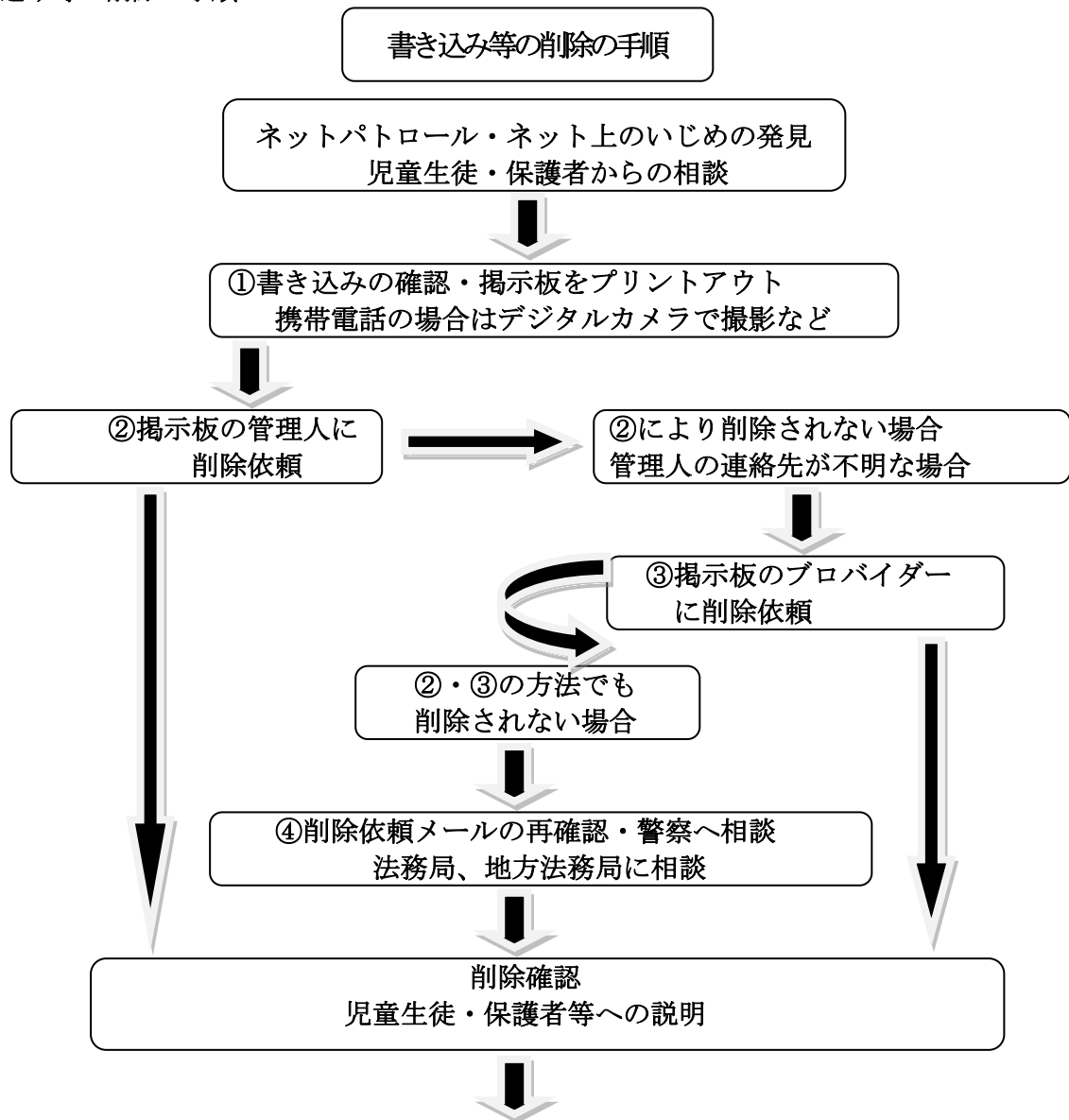
② 子どもたちの心理

- 匿名で書き込みができるな
- 自分だと分からなければ
- あの子がやっているなら
- 誰にも気づかれず、見られていないから
- 動画共有サイトで目立ちたい

③ 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

④ 書き込み等の削除の手順



対応に困ったら「いじめ相談窓口」

檜山教育局 0139-52-1123 (8:45~17:30)

江差町教育委員会 0139-55-1056 (8:30~17:15)

乙部町教育委員会 0139-62-2253 (8:30~17:15)

上ノ国町教育委員会 0139-55-2230 (8:30~17:15)

厚沢部町教育委員会 0139-64-3318 (8:30~17:15)

北海道立教育研究所 0120-38-8256 (毎日 24 時間)

V いじめの早期発見のためのチェックリスト

日常の行動や様子等	生徒氏名	年 A 組	番
☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・・・・・			[]
☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・・・・・			[]
☐ 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・・・			[]
☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・・・・・・・・			[]
☐ 体に擦り傷やあざができていことがある。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]

授業や昼食時の様子	生徒氏名	年 A 組	番
☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・			[]
☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・			[]
☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからいがある。・・・・・・・・			[]
☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・			[]
☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・			[]
☐ 昼食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・			[]
☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・			[]

放課後の様子	生徒氏名	年 A 組	番
☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・			[]
☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・			[]
☐ 一人で下校することが多い。・・・・・・・・			[]
☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・			[]
☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・・・			[]
☐ 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・			[]
☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・			[]

VI 年間計画

期	月	計画的な取組	期	月	計画的な取組
前 期	4 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 対面式 オリエンテーション ステップアッププログラム①②③（全体） ネットパトロール いじめ対応組織会議	後 期	10 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 見学旅行 ネットパトロール
	5 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 生徒総会 ほっと 1 回目 宿泊研修 教育相談面談 1 回目 ネットパトロール		11 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 教育相談面談 2 回目 ほっと 2 回目 ネットパトロール いじめ対応組織会議
	6 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 ネットパトロール いじめ対応組織会議		12 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 いじめ根絶討論会事前学習 いじめ根絶討論会 ネットパトロール いじめ対応組織会議
	7 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 上高祭 生徒指導講話 ネットパトロール いじめ対応組織会議		1 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 ステップアッププログラム③ ネットパトロール いじめ対応組織会議
	8 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 祭典巡視 ネットパトロール いじめ対応組織会議		2 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 ボランティア局 出前授業 ネットパトロール
	9 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 生徒会選挙 体育文化大会 ネットパトロール		3 月	挨拶指導 遅刻指導 校内巡回 ステップアッププログラム①② ネットパトロール いじめ対応組織会議